

〔施策の柱〕 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

網掛:新規, 下線:拡充
 ※ 取組・本文の欄において, 第9次計画から文言の修正については, 特に表記なし

別紙2

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)			
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文
(1) 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進					
① 幼児に対する交通安全教育	継続	生活安心課 保育課	子ども	幼児に対する交通安全教室の開催	心身の発達段階に応じて, 基本的な交通ルールを遵守し, 交通マナーを実践する態度を習得させるとともに, 日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能と知識を習得させることを目標とします。 幼稚園, 保育所等では, 市交通安全教育指導員などが, 人形劇や視聴覚教材等を活用しながら, 分かりやすい指導に努めます。
			子ども	保護者に対する交通安全教育の実施	幼児の交通事故を防止するためには, 保護者が常に手本となって安全に道路を通行するなど, 家庭における適切な指導が重要であることから, 交通安全教室への参加促進や保護者向けの交通安全リーフレットによる啓発を行うなど, 保護者への交通安全教育を実施します。
② 小学生に対する交通安全教育	拡充	生活安心課 学校健康課	自転車子ども	小学生に対する交通安全教室の開催	歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに, 道路および交通の状況に応じて, 安全に道路を通行するために, 道路における危険を予測し, これを回避して安全に通行する意識と能力を高めることを目標とします。 市内小学校において, 市交通安全教育指導員などによる視聴覚教材を活用した教室やダミー人形による衝突実験等を通じた参加・体験型の交通安全教育を実施します。
			子ども	保護者に対する交通安全教育の実施(拡充)	児童の交通事故を防止するためには, 保護者が常に手本となって安全に道路を通行し, 実際の交通の場面で適切に指導できること が重要であることから, 交通安全教室への参加促進や保護者向けの交通安全リーフレットによる啓発を行うなど, 保護者への交通安全教育を実施します。
			子ども	小学校における交通安全教育の実施	市内全ての小学校において, 引き続き, 家庭及び関係機関・団体等と連携協力を図りながら, 学校の教育活動全体を通じて交通安全教育を実施します。
			子ども	市交通指導員等による交通安全指導の実施	登校時において, 交通危険箇所での市交通指導員による交通安全指導を継続して実施し, 児童の交通事故防止の徹底を図ります。 学校, 地域, 関係団体が連携協力し, 登下校時の立哨や見守り活動を実施し, 交通事故の防止を図ります。
③ 中学生に対する交通安全教育	拡充	生活安心課 学校健康課	自転車子ども	中学生に対する交通安全教室の開催(拡充)	日常生活における交通安全に必要な事柄, 特に, 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させ, 道路を通行する場合は, 思いやりをもって, 自己の安全ばかりでなく, 他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。 交通安全に関する意識を向上させ, 未然に交通事故を防ぐため, スケアードストレイト方式による交通安全教室を実施するとともに, 併せて交通事故被害者等の講話を取り入れるなど, 関係機関・団体等と連携し, 効果的に交通安全教室を開催します。
			子ども	中学校での交通安全教育の実施	市内全ての中学校において, 引き続き, 家庭及び関係機関・団体等と連携協力を図りながら, 学校の教育活動全体を通じて交通安全教育を実施します。
			自転車子ども	自転車通学者のヘルメット着用義務化による交通安全確保(新規)	市立中学校において, 登下校時に全校においてヘルメットの着用を義務化することで, 自転車通学者の交通安全の確保を図ります。

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
幼児に対する交通安全教室の開催	心身の発達段階に応じて, 基本的な交通ルールを遵守し, 交通マナーを実践する態度を習得させるとともに, 日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能と知識を習得させることを目的として, 幼稚園, 保育園等で開催します。
保護者に対する交通安全教育の実施	幼児の交通事故を防止するためには, 保護者が常に手本となって安全に道路を通行するなど, 家庭において適切な指導が重要であることから, 保護者への交通安全教育を実施します。
児童に対する交通安全教室の開催	歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに, 道路および交通の状況に応じて, 安全に道路を通行するために, 道路における危険を予測し, これを回避して安全に通行する意識と能力を高めることを目的として開催します。
保護者に対する交通安全教育の実施	児童の交通事故を防止するためには, 保護者が常に手本となって安全に道路を通行するなど, 家庭において適切な指導が重要であることから, 保護者への交通安全教育を実施します。
学校での交通安全教育の実施	市内全ての小学校において, 引き続き, 家庭及び関係機関・団体等と連携協力を図りながら, 学校の教育活動全体を通じて交通安全教育を実施します。
市交通指導員等による交通安全指導の実施	登校時における交通安全指導を継続して実施し, 児童の交通事故防止の徹底を図ります。 学校, 地域, 関係団体が連携協力し, 交通危険箇所での街頭指導を実施し, 交通事故の防止を図ります。
中学生に対する交通安全教室の開催	交通事故の再現など, 交通安全に関する意識を向上させ持続することができるスケアードストレイト方式を用いるなど, 関係機関・団体等と連携し, 学校の教育活動全体を通じて実施している交通安全教室の充実を図り, 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させ, 道路を通行する場合は, 思いやりをもって, 自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的として開催します。
学校での交通安全教育の実施	市内全ての中学校において, 引き続き, 家庭及び関係機関・団体等と連携協力を図りながら, 学校の教育活動全体を通じて交通安全教育を実施します。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)			
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文
④ 高校生に対する交通安全教育	拡充	生活安心課	自転車子ども	高校生に対する交通安全教室の開催(拡充)	日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。 自転車に乗る機会が多い高校生への自転車安全利用教育として、また、近い将来、免許を取得する世代への教育として、交通安全に関する意識を高く持続することができるスクエアードストレイト方式等による交通安全教室を充実していきます。
			自転車子ども	「高校生の交通問題を考える会」の活動支援(新規)	「高校生の交通問題を考える会」を通して、交通安全に関する資料や情報の提供を積極的に行うとともに、シンポジウムの開催や街頭活動などを連携して行うなど、高校生の自発的活動への支援を通して、高校生の交通安全意識の向上を図ります。
			自転車	大学生等に対する交通安全教室の開催	運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識・技能、危険予測・回避能力等の向上や交通安全意識・交通マナーの向上を目標とします。 大学生等に対して、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じた教室を実施するとともに、関係団体等と連携し職域での交通安全教室の開催を促進します。
⑤ 成人に対する交通安全教育	継続	生活安心課 商工振興課 みんなでまちづくり課	インターネット教材の提供による交通安全教育の充実	交通安全教室に参加する機会の少ない方への交通安全教育を推進するため、市ホームページに交通安全教室の教材や法改正など最新の情報を盛り込んだパンフレットなどを掲示し、家庭や地域、職域等で活用できる環境を整備します。	
			参加・体験・実践型の交通安全教育の推進	地域イベントなどにおいて、シートベルトコンビンサーや飲酒体験ゴーグルなどを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。	

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
高校生に対する交通安全教室の開催	運転免許を取得する世代の交通安全教育として、交通社会の一員として責任を持って行動することができる健全な社会人を育成し、将来免許を取得し若年ドライバーとなった場合においても、交通安全に関する意識を高く持続することができるスクエアードストレイト方式等による交通安全教室を開催します。
高校生の交通事故現場診断の開催	運転免許を取得する世代である高校生が、実際の交通事故発生現場の診断を行い交通事故防止対策を検討することで、交通ルールを遵守することの重要性や交通事故が身近なものであることを理解し、交通安全に関する意識の向上を図るため、「高校生の交通問題を考える会」等と連携し開催します。
大学等での交通安全教室の開催	交通事故のうち若年ドライバーの交通事故は、他の世代と比較して人口10万人当たりの交通事故発生件数、死者数が多いことから、「わき見」や「安全不確認」などの不注意による交通事故の防止やシートベルト着用の徹底を図るほか、運転者としての責任を自覚し、他の人々に対する思いやりをもった運転者を育成することを目的として、大学等において開催していくとともに、関係団体等と連携し職域での交通安全教室の開催を促進します。
インターネット等を活用した交通安全教育の推進	交通安全教室に参加する機会の少ない方への交通安全教育を推進するため、市ホームページに交通安全教室の教材等を掲示し、誰もが交通安全教育を受けられる環境を整備します。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)			
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文
⑥ 高齢者に対する交通安全教育	拡充	生活安心課 高齢福祉課	高齢者 自転車	高齢者に対する交通安全教室の開催	高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。 歩行者や自転車利用者には、運転免許の交付を受けたことが無いなどの理由により交通ルールに関する理解が十分でないことがあるため、安全な歩行方法や自転車の利用方法について理解を深め安全に道路を通行できるよう、老人クラブ等で交通安全教室を開催します。
			高齢者 自転車	地域の交通事故実態に応じた交通安全教育の推進(新規)	高齢者は、身近な場所で交通事故に遭うことが多いため、地域の事故実態に応じた具体的な指導が行われるよう、栃木県警の「交通事故発生状況マップ」などを活用したきめ細かな教育を推進します。
			高齢者	高齢ドライバーに対する交通安全教室の開催(拡充)	ドライバーには、加齢による視野や反射神経など身体機能の低下が運転に及ぼす影響を理解し、自己の状態を再確認できるような体験型の教室を開催するとともに、関係機関等と連携して、危険予測・回避能力の向上に効果があるドライブレコーダーを活用した教室や個別に安全運転の指導を行う「しあわせ高齢ドライバースクール」など参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 また、自らの運転に不安を抱える方に対し、高齢者外出支援事業とも連携しながら、運転免許証の自主返納を促進します。
			高齢者	高齢者戸別訪問による交通安全教育の実施	高齢者等で交通安全教室や老人クラブ活動、自治会活動に参加する機会が少ないために交通安全等に関する情報を得ることが困難な方を対象に、地域に密着した民生委員などの協力のもと戸別訪問により交通安全に関する情報を提供し、高齢者の交通安全意識の向上を図ります。
			高齢者	世代間交流による交通安全教育の促進	地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努めます。
			高齢者	交通安全教育用教材・教具の研究(新規)	高齢者に対する交通安全教育を推進するため、交通安全教育等に関する教材や加齢に伴う身体機能の変化を理解してもらうための効果的な教具や手法等について、関係機関等とも連携しながら研究を行います。
⑦ 障がい者に対する交通安全教育	継続	生活安心課 障がい福祉課		障がい者施設等における交通安全教室の開催	交通安全のために必要なスキル及び知識の習得のため、地域における福祉施設を利用するなど、障がいの程度に応じた交通安全教育を推進するとともに、施設職員や家族など障がい者の外出を支援する介護者等への交通安全教育を実施します。

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
高齢者に対する交通安全教室の開催	歩行者や自転車利用者には、運転免許の交付を受けたことが無いなどの理由により交通ルールに関する理解が十分でないことがあるため、安全な歩行方法や自転車の利用方法について理解を深め安全に道路を通行できるよう、老人クラブ等で交通安全教室を開催します。 ドライバーには、警察や交通安全協会と連携し交通安全教育車マロニエ号などを活用するなど、加齢による視野や反射神経など身体機能の低下が運転に及ぼす影響を理解し、自己の状態を再確認できるような教室を開催します。 それらの交通安全教室において自らの運転に不安を抱える方に対し、運転免許証の自主返納を促進します。
高齢者戸別訪問による交通安全教育の実施	高齢者等で交通安全教室や老人クラブ活動、自治会活動に参加する機会が少ないために交通安全等に関する情報を得ることが困難な方を対象に、地域に密着した民生委員などの協力のもと戸別訪問により交通安全に関する情報を提供し、高齢者の交通安全意識の向上を図ります。
世代間交流交通安全教室の開催	高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流し、交通安全意識の高揚を図るための交通安全教室を開催します。
障がい者に対する交通安全教育の実施	交通安全のために必要なスキル及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの状況や程度に応じた内容による交通安全教育を実施します。
障がい者を介護する者に対する交通安全教育の実施	障がい者が外出する際の安全を確保するため、障がい者の外出を支援する介護者等への交通安全教育を実施します。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)			
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文
(2) 自転車利用者への交通安全教育の推進					
① 子ども自転車免許事業の推進	拡充	生活安心課 学校健康課	自転車子ども	子ども自転車免許事業の実施(拡充)	小学4年生を対象に自転車の交通ルールと安全な乗り方を習得させるため、講習、学科及び実技試験からなる子ども自転車免許事業を推進します。免許取得後も、さらに継続して交通ルールを学ぶ機会を提供しながら、自転車の交通ルールの定着を図ります。
② 中学・高校生に対する自転車安全利用教育	拡充	生活安心課 学校健康課	自転車子ども	宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等の開催(拡充)	中学、高校生は通学等で自転車を利用する機会が増加することから、正しい自転車の乗り方を身に付け実践できるよう、宇都宮ブリッツェンと連携して、自転車の交通ルールやマナー、運転技術を楽しく学んでもらう体験型の自転車安全利用教室を開催します。高校生の人口当たり自転車の交通事故当事者数が他の世代と比べ特に高いことから、危険予測や交通安全意識の向上を図るため、自動車側から見た交通ルールを守らない自転車運転の危険性を実感できるような教育を実施するなど、効果的な対策を検討し、学校の交通安全教室での導入を促進します。
			自転車子ども	自転車安全利用に関するリーフレットによる啓発	市内全ての中学、高校生に対して、「自転車安全利用五則」や法改正などを含めた最新の自転車の交通ルール等について、リーフレットの配布を通して周知啓発します。
③ 成人に対する自転車安全利用教育	継続	生活安心課 商工振興課 みんなでまちづくり課	自転車	交通安全教室への参加促進、インターネットによる教育	自転車の交通安全教室や地域の交通安全イベントにおいて、地域や職域などに積極的な参加を促します。また、市ホームページなどを活用し、自転車利用者が自転車の交通ルールやマナーに関する交通安全教育を受けられる環境を整備します。
④ 高齢者に対する自転車安全利用教育	拡充	生活安心課 高齢福祉課	高齢者自転車	高齢者自転車免許証制度講習会の開催	高齢者が当事者となる交通事故においては、自転車の交通事故の割合が「四輪乗車中」に次いで高いことから、警察と連携し自転車の安全な利用のための基本的なルールを学び自転車免許証(自転車教室修了証)を交付する自転車教室を開催します。
			高齢者自転車	自転車シミュレーターを活用した自転車教室の開催(拡充)	自転車の交通ルール、マナーの習得と危険予測能力を向上させるため、模擬市街地の走行などを通して教育を受けられる自転車シミュレーターを活用した自転車教室を開催します。
⑤ 自転車用ヘルメットの着用促進	拡充	生活安心課 保育課 学校健康課 高齢福祉課	自転車子ども	自転車乗用時のヘルメット着用の促進(拡充)	自転車乗用時のヘルメット着用は、交通事故や転倒等による頭部への被害を軽減させることやドライバーからの視認性を高めることに有効であるため、各年代に応じたヘルメットの衝撃実験などを通して、その着用の重要性を認識させるとともに、ヘルメットの着用が促進されるよう、自転車ヘルメットを着用している自転車利用者に対し、商品の割引など独自のサービスを提供する店舗等を「自転車安全利用応援店」として認定する事業を推進します。
			自転車子ども	自転車用ヘルメットの普及促進(新規)	法令により保護者等に対して自転車乗用時にヘルメットを着用させることが努力義務となっている児童に対しては、保護者に購入や買い替え時期など機会を捉えてリーフレットを配布するなど、効果的な周知を通してその普及に努めます。また、自転車販売店等と連携し、ヘルメット購入の際に割引などのサービスが受けられる仕組の構築などを進め、その普及促進に向けて取り組みます。
⑥ 自転車損害賠償保険等への加入促進	拡充	生活安心課 学校健康課	自転車子ども	リーフレット等による周知啓発、市民が手軽に保険に加入しやすい環境の整備(拡充)	自転車事故による被害者の救済に資するため、損害賠償責任保険や自転車の点検整備と一体となった「TSマーク付帯保険」への加入を促進します。特に、これから自転車を利用する機会が増える児童・生徒の保護者に対しては、具体的な損害賠償事例を示したリーフレットなどを通して、保険加入の重要性について周知します。また、損害賠償責任保険等への加入率が向上するよう、市民が手軽に保険に加入しやすい環境の整備に努めます。

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
子ども自転車免許の推進	小学4年生を対象に自転車の交通ルールと安全な乗り方を習得させるため、講習、学科及び実技試験からなる子ども自転車免許事業を推進します。
中学校、高校での自転車の安全利用に関する取組の推進	中学生、高校生の交通事故当事者において、自転車の交通事故が多くを占めていることや通学等で自転車を利用する機会が増加することなどから、これまで学校において実施している交通安全教室の充実を図るため交通ルールやマナーに関する教材を提供するとともに、自転車の交通ルール等の理解を深めるためのプロスポーツチームを活用した自転車教室等の効果的な対策を検討し、学校の交通安全教室での導入を促進します。
成人に対する自転車の交通安全教育の推進	自転車利用者に自転車の交通ルールやマナーを分かりやすく解説したリーフレット等を配布し、交通ルールやマナーの理解促進を図ります。また、市ホームページなどを活用し、自転車利用者が自転車の交通ルールやマナーに関する交通安全教育を受けられる環境を整備します。
高齢者を対象とした自転車教室の開催	高齢者が当事者となる交通事故においては、自転車の交通事故の割合が「四輪乗車中」に次いで高いことから、警察と連携し自転車の安全な利用のための基本的なルールを学び自転車免許証(自転車教室修了証)を交付する自転車教室を開催します。
自転車乗用時のヘルメット着用の促進	自転車乗用時のヘルメット着用は、交通事故や転倒等による頭部への被害を軽減させることやドライバーからの視認性を高めることに有効であるため、幼児、児童については、法令により保護者等に対して幼児、児童の自転車乗用時にヘルメットを着用させることが努力義務となっていることを周知するとともに、ヘルメット着用の重要性を理解させるため、交通安全教室開催時や保育園や学校等を通じて着用の促進を図ります。その他の自転車利用者については、自転車乗用時のヘルメット着用の有効性を交通安全教室開催時や、パンフレットの配布、街頭活動など様々な手法により周知啓発し着用を促進します。
自転車利用者の損害賠償等に関する周知啓発	自転車利用者の交通事故で賠償が生じる場合に備え、自転車利用者への損害賠償や自転車の点検整備に関する周知啓発を実施します。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)			
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文
(3) 交通安全運動の推進					
① 交通安全市民総ぐるみ運動の推進	継続	生活安心課		地域や警察等と連携した交通安全運動の実施、交通安全運動にあたり、本市独自の重点事項の設定	市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける取組を推進するための市民運動として、地域や警察、交通安全団体と連携し、組織的、継続的な交通安全運動を展開します。交通安全運動の推進にあたっては、本市の実情に即した効果的な交通安全運動とすることを、必要に応じて本市独自の重点を設定します。
② 交通安全活動への参加促進	継続	生活安心課		民間団体や交通ボランティアの参加促進	市民参加型、住民本位の交通安全運動として展開されるよう、交通事故の実態や住民ニーズ等を踏まえた実施に努めるとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図ります。

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
春、秋、年末の交通安全運動と高齢者交通事故防止運動の推進	春、秋の全国一斉の交通安全運動や県下一斉に行われる年末の交通安全運動、県が新たに取り組む高齢者交通事故防止運動を推進します。交通安全運動の推進にあたっては、本市の実情に即した効果的な交通安全運動とすることを、必要に応じて本市独自の重点を設定するとともに、警察や交通安全団体と連携し、組織的、継続的に展開します。
交通安全活動への参加促進	市民の交通安全運動におけるイベントや広報啓発活動への参加を促し、自らが交通安全活動を実践することで交通安全に関する意識の向上を図ります。 特に若者の参加を促進するため、市内の企業や学校等への働きかけを行います。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)			
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文
(4) 交通安全広報啓発活動の推進					
① 交通事故発生状況等の広報活動	拡充	生活安心課		交通事故発生状況に関する情報提供	市ホームページに毎月の交通事故の発生状況を掲載し、事故の特徴を踏まえた啓発を行うとともに、交通死亡事故多発警報発令時において、市ホームページ等の広報媒体を活用して、広報活動を実施します。
			高齢者 子ども	交通事故発生状況マップの周知(新規)	地域の身近な場所において発生している交通事故の発生状況を掲載した栃木県警の「交通事故発生状況マップ」を周知し、地域や学校等での交通安全活動への活用を促進します。
② 交通安全啓発活動の推進	拡充	生活安心課 交通政策課 高齢福祉課 保育課 LRT整備推進室	子ども	後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用に関する啓発	車両乗車中の交通事故死者の57.1%がシートベルト非着用であることや幼児、児童の交通事故当事者の82.6%が「二輪・四輪車乗車中」であることを踏まえ、交通事故による被害の軽減を図るため、市ホームページや広報紙、イベント等のあらゆる機会において、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用に関する啓発を実施します。
			高齢者	高齢運転者等の保護意識に関する啓発	高齢運転者標識(高齢者マーク)等を取り付けた自動車への保護意識を高めるよう、市ホームページや広報紙、イベント等を通じて周知するとともに、その他のドライバーに高齢者が運転する車両へ「幅寄せ」や「割込み」をしないなど思いやりのある運転の実践が図られるよう啓発を実施します。

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
交通事故の発生状況等に関する情報の周知	市ホームページや広報紙に毎月の交通事故の発生状況を掲載します。
交通死亡事故多発警報等の周知	交通死亡事故多発警報発令時において、市ホームページ等の広報媒体を活用して、広報活動を実施します。
踏切道における交通事故発生時などの対応方策の周知	踏切道における交通事故は、多数の死傷者が生じるなど重大な結果をもたらすものであることから、踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。
交通事故マップの回覧等による交通事故多発地点の周知	市が所有する交通事故発生場所等の情報を地域住民と共有し、地域の自主的な交通安全活動につながるよう交通事故マップを市ホームページに掲載するほか、自治会回覧等を実施します。
チャイルドシート・シートベルト着用に関する啓発	車両乗車中の交通事故死者の61.5%がシートベルト非着用であることや幼児、児童の交通事故当事者の81.4%が「二輪・四輪車乗車中」であることを踏まえ、交通事故による被害の軽減を図るため、市ホームページや広報紙、イベント等のあらゆる機会において、全席でのシートベルトやチャイルドシートの着用に関する啓発を実施します。
運転者等の保護意識に関する啓発	自動車運転免許取得から1年未満の方や70歳以上の高齢者、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体障がい者、聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付されている聴覚障がい者が表示する標識について、市ホームページや広報紙、イベント等を通じて推進するとともに、その他のドライバーに高齢者等が運転する車両へ「幅寄せ」や「割込み」をしないなど思いやりのある運転の実践が図られるよう啓発を実施します。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文	
② 交通安全啓発活動の推進	拡充	生活安心課 交通政策課 高齢福祉課 障がい福祉課 保育課 LRT整備推進室	高齢者 子ども	歩行者等への保護意識に関する啓発	自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を確保するため、ドライバー等に対して高齢者や子ども、障がい者を含む全ての歩行者等を保護するという意識を高め、高齢者等の交通事故を減少させるための「3S運動」を推進します。	
			高齢者	高齢者の公共交通機関の利用促進に関する啓発	自らの運転に不安を抱いている高齢者などに地域内交通や導入が予定されているLRTなど公共交通機関の利用促進に関する啓発を実施し、安全の確保を図ります。	
			高齢者 自転車	反射材等の着用に関する啓発	夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、特に老人福祉センターなど高齢者が多く集まる場所において広報活動を行いながら、交通事故の防止に有効な反射材の着用を促進します。	
				踏切道における交通事故発生時などの対応方策の周知	踏切道における交通事故は、多数の死傷者が生じるなど重大な結果をもたらすものであることから、踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。	
				先進安全自動車(ASV)の普及支援(新規)	今後、さらなる交通事故の減少を図っていくためには、運転ミスによる交通事故の未然防止が期待できる先進安全自動車(ASV)の普及が有効であることから、その周知を図ります。	
				効果的な広報の実施	交通安全に関する広報については、市ホームページや広報誌を通して行うほか、交通安全イベントや交通安全教室などについてテレビ、ラジオ、新聞など様々な媒体に対し情報提供を積極的に行い、計画的かつ効果的に実施します。	

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
歩行者等への保護意識に関する啓発	自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を確保するため、ドライバー等に対して高齢者や子ども、障がい者を含む全ての歩行者等を保護するという意識を高め、高齢者等の交通事故を減少させるための「3S運動」を推進します。
高齢者の公共交通機関の利用促進に関する啓発	自らの運転に不安を抱いている高齢者などに公共交通機関の利用促進に関する啓発を実施し、安全の確保を図ります。
反射材の着用に関する啓発	夜間において、ドライバー等からの視認性を向上させ、交通事故の防止に有効な反射材の着用を促進します。
踏切道における交通事故発生時などの対応方策の周知	踏切道における交通事故は、多数の死傷者が生じるなど重大な結果をもたらすものであることから、踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。
自転車利用者の損害保険等に関する周知啓発	自転車利用者の交通事故で賠償が生じる場合に備え、自転車利用者への損害保険や自転車の点検整備に関する周知啓発を実施します。
交通事故防止のための交通安全啓発	市ホームページや広報紙、イベント等を通じて、高齢者の交通事故や若年ドライバーの交通事故などの本市の交通事故の特徴を踏まえ、啓発を実施します。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文	
(5) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進						
① 交通安全推進協議会などの活動促進	継続	生活安心課		地域の交通安全団体等の活動促進	地域の交通安全活動の中核的な役割を担っている交通安全推進協議会が実施している危険箇所への注意喚起看板設置やストップマークの表示、交通安全教育等の活動を促進するとともに、各地域の交通安全団体についても、その自主的な交通安全活動に対する支援などを通して、その主体的活動を促進します。	
② 交通安全活動を行う民間企業等の取組支援	新規	生活安心課		民間企業等による交通安全教室等の実施(新規)	本市の交通安全活動をより充実させていくためには、民間企業や交通安全団体が、それぞれの専門性やノウハウ等を活かした特色ある交通安全教室等を主体的に実施することで、民間活力を最大限に活用しながら、より質の高い交通安全教育を実施していくことが重要であることから、それらの取組を支援します。	

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
交通安全推進協議会などの活動促進	地域の交通安全活動の中核的な役割を担っている交通安全推進協議会が実施している危険箇所へのストップマークの表示や交通安全教育等の活動を促進するとともに、各地域における交通安全対策の推進協力者としての活動を促進します。
	柱Ⅲ「地域における道路交通秩序の維持」から移動

〔施策の柱〕 地域と連携した道路交通環境の整備

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文	
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備						
① 歩行者の通行空間の確保	継続	道路建設課 道路保全課 市街地整備課 障がい福祉課	高齢者 子ども	歩道等の整備、路面標示等	子どもから高齢者まで全ての人が安心して通行することができる通行空間を確保するために、歩道整備やドライバーへの注意喚起の路面標示、無電柱化などを推進し、人優先の安全安心な歩行空間を確保します。 高齢者、障がい者を含めた誰もが快適な生活を送れるよう、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づき、バリアフリーに考慮した道路整備を進めるとともに、計画的に視覚障がい者誘導用ブロックの修繕等を進めます。 また、障がい者が安心して利用できる道路交通環境を確保するため、障がい者施設周辺に障がい者福祉ゾーンとして標識等の設置・修繕を行います。	
② 通学路の交通安全確保(新規)	新規	学校健康課 生活安心課 土木管理課 道路建設課 道路保全課	子ども	スクールゾーンの設定(新規)、通学路の合同点検の実施(新規)	全国で登下校中の児童生徒が死傷する痛ましい交通事故が相次いで発生したことから、登下校時の学校周辺における重大事故を未然に防止するため「宇都宮市通学路交通安全プログラム」に基づき、「スクールゾーン」内における安全対策を強化します。 また、学校からの依頼に基づき、市や教育委員会、国、県などの道路管理者、警察等が主体となり、学校や地域などと連携を図りながら、「通学路の合同点検」を実施し、専門的な知見に基づく、より効果的・効率的な対策を行うとともに、実施後には効果把握を行うため、PDCAサイクルのもと、対策の改善充実を図っていきます。 ※スクールゾーン・・・児童が徒歩で小学校に通うために通行する道路の区間であって、かつ、小学校を中心に周囲500メートルを範囲とした区域	

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
歩行者の通行空間の確保	
歩行者の通行空間の確保	通学時の児童、生徒等の交通安全を確保するため、歩道が整備されていない通学路等において、歩道の整備や路側帯の設置等により通行空間の確保を図るとともに、通行空間の確保が困難な場合には、路肩のカラー舗装による視覚的な分離や路面表示などによりドライバーに対し注意を喚起するなど、安全性の向上を図ります。 高齢者、障がい者を含めた全ての人が安全で安心して通行することができる通行空間を確保するために、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」に基づき、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や交差点の段差解消等のバリアフリーを推進します。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文	
(2) 自転車利用環境の総合的整備						
① 自転車走行空間の整備	拡充	道路建設課	自転車	自転車専用通行帯等の整備(拡充)	安全で快適な自転車の利用環境を創出するため、「宇都宮市自転車のまち推進計画後期計画」に基づき、自転車専用通行帯の整備を進めるとともに、「矢羽根」などの視認性が確保できる整備手法を活用し、交差点の走行位置の明示や狭隘(あい)道路においても整備を進め、連続性のある自転車走行空間を確保します。	
② 放置自転車対策の推進	継続	道路建設課 道路保全課	自転車	放置自転車の撤去、駐輪場の利用促進、駐輪場の確保	歩道等への自転車の放置は、歩行者や自転車の通行の妨げとなり、交通事故を誘発する恐れがあるため、中心市街地、JR宇都宮駅、雀宮駅、鶴田駅周辺の「自転車放置禁止・規制区域」内における放置自転車の撤去を強化するとともに、自転車の放置を防止するための啓発や駐輪場の利用促進を図ります。また、駐輪場については、駐輪実態やニーズを踏まえ、商店街などと連携し、利便性の高い小規模駐輪場の確保を目指します。	

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
自転車の通行空間の確保	安全で円滑な自転車の利用環境を形成するため、「宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、自転車ネットワーク路線において、優先整備路線を選定し自転車専用通行帯などの自転車通行空間の整備を拡充します。
放置自転車対策の推進	歩道等への自転車の放置は、歩行者や自転車の通行の妨げとなり、交通事故を誘発する恐れがあるため、中心市街地、JR宇都宮駅、雀宮駅、鶴田駅周辺の「自転車放置禁止・規制区域」内における放置自転車の撤去や自転車の放置を防止するための啓発等を実施するとともに駐輪場の利用促進を図ります。
駐輪場の整備	歩道等への無秩序な駐輪は、通行の妨げとなり交通事故を誘発する恐れがあるため、「宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき駅やバス停付近において、駐輪場の整備を図る。また、都心部において、自転車利用者のニーズに応じた短時間駐輪スポットの整備を図ります。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)			
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文
(3) 交通事故多発地点等の安全性向上の推進					
① 地域と連携した交通事故多発地点の安全性向上事業の実施	継続	生活安心課 土木管理課 道路建設課 道路保全課	高齢者 自転車 子ども	交通事故多発地点の安全性向上事業の実施	交通事故が多発している地点については、その事故の特性や発生原因等を分析した上で、地域や道路管理者、警察と連携しながら現場診断を実施し、地域に注意喚起や対策内容を掲載したチラシの配布・回覧、看板の設置等の交通安全意識啓発を行うとともに、交差点や道路の改良、路面表示等の道路環境の整備を推進します。 対策後は、交通事故の発生状況等を分析・評価し、必要に応じて追加対策を検討するなど、 交通事故多発地点の安全性の向上 を推進します。
② 交通事故の調査分析の推進	拡充	生活安心課		交通事故の地理情報を活用した調査分析(拡充)	交通事故に関するデータや栃木県警の「交通事故発生状況マップ」を活用しながら、地理的な視点や交通事故の種類、発生時刻など様々な視点から、交通事故の原因に関する調査分析を推進します。
			高齢者	高齢者の交通事故防止に関する調査分析(新規)	高齢化の進展に伴い、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されることから、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通事故の特徴や地理情報などを調査分析し、高齢者交通安全教室や各種啓発活動に活用します。

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
地理情報化した交通事故データに基づく交通事故多発地点の安全性向上事業の推進	地理情報化した交通事故データをもとに交通事故多発地点の交通事故の特性や発生原因等を分析し、交通事故多発地点近隣の住民と連携して、チラシの配布・回覧や看板の設置等の交通安全意識啓発を行うとともに、交差点や道路の改良、路面表示等の道路環境の整備を推進します。 実施にあたっては「宇都宮市道路見える化計画」との連携を図るとともに、地域住民の積極的な参画・協力を得られるような仕組みをつくり、啓発や道路改修など市の役割と交通規制などに関する要望を行うことなどの地域住民との役割分担を図ります。
交通事故の調査研究の推進	交通事故に関するデータを地理情報化し、地理的な視点や交通事故の種類、発生時刻など様々な視点から、交通事故の原因に関する調査研究を推進します。また、データを活用し、交通安全対策を講じた地点などの効果検証を行い、新たな対策を検討する際のデータとして活用するなど取組を拡充します。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)			
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文
(4) 交通安全に配慮した道路交通環境整備の推進					
① 公共交通ネットワークの整備推進(新規)	新規	交通政策課 LRT整備推進室 都市計画課 生活安心課	高齢者	公共交通の利用促進(新規)	日常生活において、誰もが利用できる移動手段の確保や運転に不安を抱いている高齢者などの自動車から公共交通への利用転換など、自動車に過度に依存しないまちの実現に向け、鉄道やLRT、バス、地域内交通が連携した階層性のある利便性の高い公共交通ネットワーク整備を推進し、公共交通の利用促進を図ります。
				新交通システム(LRT)の整備に向けた交通安全対策(新規)	新たに予定されている新交通システム(LRT)について、交通安全に配慮した施設整備を推進するとともに、新たに軌道敷に関する交通法規等を周知することが必要となることから、各世代に対する交通安全教室等を推進します。
② 道路交通環境整備への市民参加の促進	継続	生活安心課 土木管理課 道路建設課 道路保全課		交通事故多発地点の安全性向上事業の実施、地域の要望に対する対応等	地域住民が危険だと感じる場所や交通事故多発地点について、地域の意見を積極的に取り入れ、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を検討し交通安全施設等の整備を図ります。
③ 道路の改築等に伴う交通安全施設の整備・更新	継続	道路建設課 道路保全課		道路標識、道路照明等の整備、更新	道路の改築等に当たる際には、道路標識、道路照明、防護柵などの交通安全施設について、交通管理者と連携し交通事故防止の視点から必要に応じて整備を図るとともに、劣化した交通安全施設については更新します。

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
地域内交通など公共交通機関の整備	日常生活において、高齢者をはじめ誰もが利用できる移動手段を確保し、自らの運転に不安を抱いている方の交通事故の減少や未然防止を図るため、ミニバスや乗合タクシー等、地域特性に合わせて地域内を運行する公共交通(地域内交通)の導入を促進します。
地域ニーズに応じた交通安全施設の整備・更新	地域住民が危険だと感じる場所や交通事故多発地点について、地域住民の意見を積極的に取り入れ地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を検討し交通安全施設の整備を図ります。
道路の改築等に伴う交通安全施設の整備・更新	道路の改築等に当たる際には、道路標識、道路照明、防護柵などの交通安全施設について、交通管理者と連携し交通事故防止の視点から必要に応じて整備を図るとともに、劣化した交通安全施設については更新します。

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断 重点 視点	具体的取組	本文	
④ 適正な道路使用及び占用	継続	<u>土木管理課</u>		道路の使用・占用の適正化	安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路上への電柱や看板などの占用物を設置する際に通行の妨げとなることがないように適正な道路の使用、占用を図ります。	

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
道路使用及び占用の適正化	安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路上への電柱や看板などの占用物を設置する際に通行の妨げとなることがないように道路の使用、占用の適正化を図ります。

〔施策の柱〕 地域における道路交通秩序の維持

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文	
(1) 自転車の交通事故を防止するための地域活動の推進						
① 自転車利用者に対する街頭指導の実施	拡充	生活安心課 道路建設課	自転車	自転車通行量の多い交差点等における街頭活動の実施、自転車走行空間の整備路線等における街頭活動の実施(拡充)	地域や高校生の交通問題を考える会、警察等と連携し、自転車利用者に直接安全利用を呼びかける街頭指導を市内の自転車の通行量の多い場所や自転車走行空間の整備路線等において開催し、地域の自転車の安全利用を促進します。	
② 自転車ヘルメット利用推進員による安全利用の推進(新規)	新規	生活安心課	自転車	「自転車ヘルメット利用推進員」の任命(新規)	自転車利用時の積極的なヘルメット着用により、自らモデルとなって、その有用性を広く市民に周知するとともに、交通ルールの遵守に努め市民の模範となってもらう者を「自転車ヘルメット利用推進員」として任命する取組を推進します。	
基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文	
(2) 暴走族対策や飲酒運転根絶に向けた取組の推進						
① 地域における暴走族対策の推進	継続	生活安心課 子ども未来課 みんな まちづくり課		暴走族等根絶推進強化月間の推進	警察や交通安全団体等と連携し、暴走族の根絶を図るため県下一斉に行われる暴走族等根絶推進強化月間を推進します。	
				暴走族への加入阻止と暴走族からの離脱を促進するための活動の推進	暴走族の根絶を図るため、「宇都宮市暴走族の根絶に関する条例」に基づき市民、学校、事業所、関係機関、団体が協力し、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援活動を推進します。	
② 地域における飲酒運転根絶に向けた取組の推進	継続	生活安心課 みんな まちづくり課		地域等におけるGRリボンを活用した取組の推進	飲酒運転を根絶するためには、市民や地域、事業者などあらゆる機関団体が一丸となって、「飲酒運転をしない・させない」取組を推進していくことが重要であることから、宇都宮市の飲酒運転根絶のシンボルであるGRリボンを活用しながら、地域や飲食店等と連携した取組などを行い、地域における飲酒運転根絶に係る気運の高揚に努めます。	

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
自転車の安全な利用のための街頭指導の実施	高校生の交通問題を考える会や地域住民等と連携し、自転車利用者に直接安全利用を呼びかける街頭指導を市内の自転車の通行量の多い場所等において開催し、地域の自転車の安全利用を促進します。
/	
第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
暴走族等根絶推進強化月間の推進	警察や交通安全団体等と連携し、暴走族の根絶を図るため県下一斉に行われる暴走族等根絶推進強化月間を推進します。
暴走族への加入阻止と暴走族からの離脱を促進するための活動の推進	暴走族の根絶を図るため、「宇都宮市暴走族の根絶に関する条例」に基づき市民、学校、事業所、関係機関、団体が協力し、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援活動を推進します。
GR(グリーンレッド)リボンの推進	宇都宮市の飲酒運転根絶のシンボルであるGRリボンを推進し、飲酒運転根絶に係る気運を醸成することで、市民や地域、事業者などあらゆる機関団体が一丸となって、飲酒運転を許さない地域づくりを進めます。将来的には、全国的な飲酒運転根絶のシンボルとなるよう取組を拡充します。

〔施策の柱〕 救助・救急対策の推進

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文	
(1) 救助・救急体制の充実						
① 救急救命士の養成の推進	継続	警防課		救急救命士の計画的養成	救急現場又は搬送途上において、一刻も早い高度な救命処置等を実施し救命効果の向上を図るために、救急救命士を計画的に養成します。	
② 救急・救助隊員の教育訓練の充実	継続	警防課		救急・救助隊員に対する教育訓練の充実	複雑多様化する救助・救急事案に対応するため、教育訓練を充実し、救急・救助隊員の知識・技術等の向上を図ります。	
基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点視点	具体的取組	本文	
(2) 応急手当の普及啓発活動の推進						
① 応急手当講習の実施	継続	警防課		応急手当講習の実施	交通事故等による負傷者の救命効果向上のため、自動体外式除細動器(AED)の使用方法を含めた応急手当講習を実施します。	

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
救急救命士の養成・配置	
救急現場又は搬送途上において、一刻も早い高度な救命処置等を実施し救命率の向上を図るために、救急救命士を計画的に養成し配置します。	
応急手当講習の実施	
交通事故等による負傷者の救命効果向上のため、自動体外式除細動器(AED)の使用方法を含めた応急手当講習を実施します。	

〔施策の柱〕 被害者対策の推進

基本施策		第10次宇都宮市交通安全計画(案)				
個別施策	第9次計画との比較	所管 (主管部局に下線)	横断重点	具体的取組	本文	
(1) 関係機関と連携した被害者支援の推進						
① 交通事故相談事務等の充実	拡充	生活安心課		交通事故被害者の相談窓口の周知、 庁内の支援担当窓口対応(拡充)、 関係機関との連携強化	交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けているうえ、交通事故に係る知識、情報が必要とされることから、被害者が相談できる専門的窓口について周知するとともに、迅速かつ円滑な庁内事務手続きを支援するため、生活安心課が支援担当窓口として庁内の橋渡しの役割を担います。 また、各種行政手続きの負担軽減を図るため、被害者支援センターとちぎ、県、市の連携の下、きめ細かく対応します。	
② 被害者支援に関する広報・啓発の実施	拡充	生活安心課		犯罪被害者等ロビー展の開催、被害者支援に関する講演会の開催(拡充)、被害者支援の周知広報	被害者等の置かれた状況及び支援の必要性等を市民が正しく理解することは重要であることから、犯罪被害者週間における「犯罪被害者等ロビー展」や被害者支援に関する講演会の開催などを機会を捉えて効果的に実施するとともに、被害者支援に関するパンフレットの配布など各種啓発活動についても、民間支援団体、県、警察と連携して実施します。	

第9次宇都宮市交通安全計画	
具体的取組	本文
被害者支援のための広報・啓発の実施	
被害者等の置かれた状況等について市民が正しく理解するための広報・啓発活動を、機会を捉えて効果的に実施します。 また、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けているうえ、交通事故に係る知識、情報が必要とされることから、被害者が相談する際の窓口等について周知します。	
関係機関との連携による啓発活動の実施	
犯罪被害者週間における「犯罪被害者等ロビー展」や被害者支援に関するパンフレットの配布など各種啓発活動について、民間支援団体、県、警察と連携して実施します。	